



平成30年 第4回
本別町議会臨時会会議録

自 平成30年 8月17日
至 平成30年 8月17日

本別町議会

平成30年本別町議会第4回臨時会会議録

平成30年8月17日（金曜日）午前9時30分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3	同意第5号	監査委員の選任について同意を求める件

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3	同意第5号	監査委員の選任について同意を求める件

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝君	副議長	11番	藤田直美君
	1番	水谷令子君		2番	柏崎秀行君
	3番	梅村智秀君		4番	石山憲司君
	5番	篠原義彦君		6番	大住啓一君
	7番	山西二三夫君		8番	黒山久男君
	9番	方川一郎君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	大和田収君
総務課長	村本信幸君	教育長	佐々木基裕君
代表監査委員	畑山一洋君		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹君	総務担当主査	越後忠君
総務担当主事	弓削仁美君		

開会宣告（午前 9時30分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝君） ただいまから、平成30年第4回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、柏崎秀行君、水谷令子君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 同意第5号

○議長（高橋利勝君） 日程第3 同意第5号監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、方川一郎君の退場を求めます。

（方川一郎君退場）

○議長（高橋利勝君） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 同意第5号監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年8月9日をもちまして任期満了になりました監査委員につきまして、本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの方川一郎さんを人格、識見とも適任と判断し、選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるための提案をさせていただきます。

御同意をいただきますように、よろしく願い申し上げます、提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（高橋利勝君） これから、質疑を行ないます。

梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいまですね、方川一郎氏を人格、識見ともに適任であるということで、議会に対して選任同意を求める件がございました。こちらについてですけれども、具体的理由、こちらをお伺いしたいと存じます。

というのもですね、先立っての臨時会において私同様の質問をさせていただきましたが、地方自治法第196条第1項の規定に基づいて決めている、そういうルールなんだということで、具体的理由については御説明等いただけませんでした。そうした姿勢だったにもかかわらず、この度ですね、議会に推薦を求めるといような経緯がございまして、我々議会の中でですね、推薦者を選任し御提案申し上げたという経緯がございまして、それについて、主体者としてですね、我々の推薦者に対してどのように人格、識見が適任であるというふうに御判断されたのかお聞かせいただきたい。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 今提案させていただいたとおり、方川一郎氏につきましては人格、識見ともですね、適任と判断しました。これは、この議案は特にですね、議会の議選の監査委員の選出ということでありますので、まずは議会の議員の皆さんの中で適任者を、候補を推薦いただきながら私どもが提案をさせていただくという、そういう今まで手続になっております。私どもが議会の12名の皆さまの中から直接この人ということで、直接御指名をするのではなくてですね、議会の中で、皆さんの中から推薦をいただきながら私どもがそれを受けて提案をさせていただくという手はずになっております。それが196条の地方自治法の提案の中身となっておりますが、特に方川一郎氏につきましては議会の任期ももちろん長いというのがありますが、監査委員としては農協の、場所は違いますが、農業協同組合の代表監査委員も務めたということで、監査については選出されているということでありまして、この度議会の中からその方川一郎氏が適任と判断させていただいて、私どももその同意につきまして提案をさせていただいた、こういうことでありますので、これ以上のことはありませんので、こういう経過の中で提案をさせていただきました。そういうことであります。どうぞ、御理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） ただいまにおいてはですね、具体的な経歴等もですね、御披露いただきまして、御説明いただきました。ありがとうございます。

1点、ちょっと私理解できなかったのですが、そもそも前回においてはですね、主体者として御自身が選任をされて、議会に事前に諮ることなくですね、御提案をされたら、このように理解しているのですが、この度このようになった経緯というのでしょうか、お気持ちの変遷といひますか姿勢の変遷といひますか、そちらについてお聞かせいただけ

ますか。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 前回も同様でありまして、その前もですね、この議会の議選の監査委員の選出につきましては手続上も含めてですね、それぞれ審議も含めて同じ手続をさせていただきます。ただ、前回につきましては前任者と、その任期の前の前任者と同一の人物でありますので、そういうことで人格、識見とも引き続きということで提案をさせていただいた次第でありますから、私どもの手続はそれぞれ今までは変更することなく、同じく今回も同様ですね、手続をさせていただきました。それ以前につきましても同じことだということを申し上げておきたいと思っております。以上であります。

○議長（高橋利勝君） 梅村智秀君。

○3番（梅村智秀君） 私が申し上げているのはですね、前回の第3回の臨時会においては事前にですね、我々議会に諮ることなく、主体者として御提案、選任されたということでもあります。今回に至ってはですね、事前に議会に選任にあたってですね、推薦者を求めるというような手順を踏まれましたので、こちら、第3回と本日においては明らかに異なっているはずなのです。それが、なぜそのように変わられたのかということをお伺いしているのです。というのもですね、昨今に至っては我が町においては町民ですか、もう皆さん結果だけが知ればいいということではなくて、その経過やですね、考え、なぜそうなったのかということ伝える義務が我々にはあるというふうに思っておりますし、町民の皆様もそういったことに対してですね、やっぱり知る権利というものも有しておりますので、私このような質疑をさせていただいております。

○議長（高橋利勝君） 高橋町長。

○町長（高橋正夫君） 先ほど申し上げましたとおり、私どもが提案をさせていただきますまでの手続は、一切今回と同じ、変わっておりません。ただ、議会の中でですね、梅村議員に申し上げますが、議会の中でそういう協議だとかなどされたかどうかはですね、私どもの手の及ぶところではありませんので、そこはその議会の中での経過を含めて、私どもはあくまでも議会の代表の議長さんのほうからですね、こういうことでこういう方をということで、それを受けてですね、私どももその申し出の、この受けた方をですね、適任と判断させていただいて提案をするという、そういう手続になっておりますので、その辺については今までもいささか変わりありません。ただ、内部の議論については私どもの、それは手の及ぶ範囲ではありませんので、そこはですね、しっかり理解をいただきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、私どもが直接、独善的にこの人と指名をして提案をするということではありませんので、その経過についてはまた後ほどそれぞれの中でですね、またそれぞれ検証していただければと思います。以上であります。

○議長（高橋利勝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 暫時休憩をいたします。

午前 9時40分 休憩

午前 9時50分 再開

○議長（高橋利勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、同意第5号監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行ないます。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（高橋利勝君） 議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、黒山久男君、及び水谷令子君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（高橋利勝君） 念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と。否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（高橋利勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（鷺巣正樹君） それでは、呼び上げます。

1番、水谷令子議員、2番、柏崎秀行議員、3番、梅村智秀議員、4番、石山憲司議員、5番、篠原義彦議員、6番、大住啓一議員、7番、山西二三夫議員、8番、黒山久男議員、10番、阿保静夫議員、11番、藤田直美議員。

（投票）

○事務局長（鷺巣正樹君） 以上、終わります。

○議長（高橋利勝君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

黒山久男君、及び水谷令子君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（高橋利勝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

方川一郎議員の復席を求めます。

(議場開鎖)

(方川一郎君復席)

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前10時04分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年8月17日

議 長 高 橋 利 勝

署 名 議 員 阿 保 静 夫

署 名 議 員 柏 崎 秀 行

署 名 議 員 水 谷 令 子